

忘れずに納めましょう

個人の 市民税・県民税・森林環境税

ID 1003611

ID 1003657

令和6年度の個人市民税・県民税・森林環境税の納税通知書兼決定通知書を6月7日(金)に発送します。

市民税・県民税・森林環境税の課税内容や納付方法などをご確認いただき、期限内の納付にご協力ください。

市民税課 ☎ (632) 2214

普通徴収(納付書または口座振替)



事業所得、不動産所得などがある人

特別徴収(給与からの徴収や年金からの引き落とし)以外に納める税額があり、口座振替を申し込んでいない人には、納付書および税額決定通知書が送付されます。

納付書が届いたら、納期限までにキャッシュレス決済(下の記事参照)を利用して納付するか、市役所・各[区]・[田]の窓口、コンビニエンスストアや金融機関で納付してください。なお、口座振替をすでに申し込んでいる人には、税額決定通知書のみ送付されます。

特別徴収(給与からの徴収や年金からの引き落とし)



給与所得がある人

1 給与所得に係る特別徴収

給与所得に係る市民税・県民税・森林環境税は、給与支払者(会社など)が、税額を6月～翌年5月の年12回に分けて、毎月給与支払いの際に納税者の給与から徴収し、納税者に代わって納めます。

2 年金所得に係る特別徴収

65歳以上の人の年金所得に係る市民税・県民税・森林環境税は、年金支給時に年金の支払者が、税額を年金から引き落とし、納税者に代わって納めます。

また、65歳未満の年金受給者で、会社などに勤務する人は、原則給与から徴収されます。それ以外の人は、納付書または口座振替などで納付してください。

※ 1・2については、定額減税の実施により、開始月などが変更となる場合があります。

年金所得に係る市民税・県民税・森林環境税の納付方法

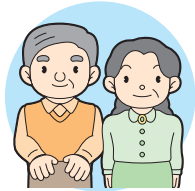
■ 令和5年度から引き続き、年金から引き落としされる人(継続)

■ 令和6年度から新たに(改めて)、年金から引き落としされる人(10月開始)

納付方法	年金からの特別徴収(引き落とし) 全6回					
	仮徴収			本徴収		
徴収月	4月	6月	8月	10月	12月	令和7年2月
税額	令和5年度の年金所得に係る税額の半分の額を、3回に分けて4・6・8月に引き落とし			年金所得に係る税額から仮徴収税額を差し引いた残りの額を、3回に分けて10・12月、令和7年2月に引き落とし		

納付方法	普通徴収		年金からの特別徴収(引き落とし) 全3回		
	6月(1期)	8月(2期)	10月	12月	令和7年2月
徴収月	6月(1期)	8月(2期)	10月	12月	令和7年2月
税額	年金所得に係る税額の半分の額を、2回に分けて6・8月に、納付書または口座振替などで納付		年金所得に係る税額の残り半分の額を、3回に分けて10・12月、令和7年2月に引き落とし		

※ 森林環境税(1,000円)については、本徴収(10月分以降)から徴収されます。



年金所得がある人

／キャッシュレス決済で市税を納付できます／

納税課 ☎ (632) 2189

口座振替やクレジットカード納付などのキャッシュレス決済で、安心、便利、手軽に市税の納付ができます。また、令和6年4月より

口座振替^{ウェブ}申し込みを開始しました。各納付方法で利用できる税目や注意点など、詳しくは、市HPをご確認ください。

▼ 口座振替について

ID 1029291



▲市HP

「口座振替依頼書」を金融機関または本市に提出。納期限の日

▼ WEB申し込みはこちら

ID 1035737



▲市HP

口座振替WEB申し込みは市HPから手続き。

▼ インターネットバンキングによるペイジー納付

ID 1003664



▲市HP

対象の金融機関で利用登録し、各金融機関のWEBサイトで手続き。

QRコードを使った手続き方法

▼ スマホ納付 ID 1034177

「納付書」を準備し、共通納税対応アプリ(随時更新)で納付書のQRコードを読み取る。



▲市HP

▼ 地方税お支払サイトでの納付

ID 1030282

地方税お支払サイトにアクセスし、手続き。クレジットカードやペイジーなどで納付が可能。



▲市HP

令和6年度から 個人住民税均等割と併せて 森林環境税が課税されます

森林環境税とは、森林整備などに必要な地方財源を安定的に確保する観点から創設された国税です。

	令和5年度まで	令和6年度以降
市民税均等割	3,500円	3,000円
県民税均等割	2,200円	1,700円
森林環境税	—	1,000円
合計	5,700円	5,700円

※ 県民税均等割は、令和9年度まで「とちぎの元気な森づくり県民税」700円を加算。

※ 平成26年度から東日本大震災の復興施策の財源確保のため加算されていた個人住民税均等割の1,000円(市民税500円・県民税500円)は、令和5年度をもって終了。

個人住民税(市民税・県民税)の定額減税について ID 1035984

国の経済をデフレに後戻りさせないための措置の一環として、令和6年度税制改正において、令和6年度分個人住民税の定額減税が実施されることとなりました。

対象となる人

▼前年の合計所得金額が1,805万円以下の個人住民税所得割が課税されている人。

※ 個人住民税が非課税の人、個人住民税均等割および森林環境税(国税)のみ課税の人は、定額減税の対象になりません。

減税額

▼本人、控除対象配偶者を含む扶養親族1人に付き、1万円を所得割額から控除。

※1 定額減税の対象となる人は、国内に住所を有する人に限ります。

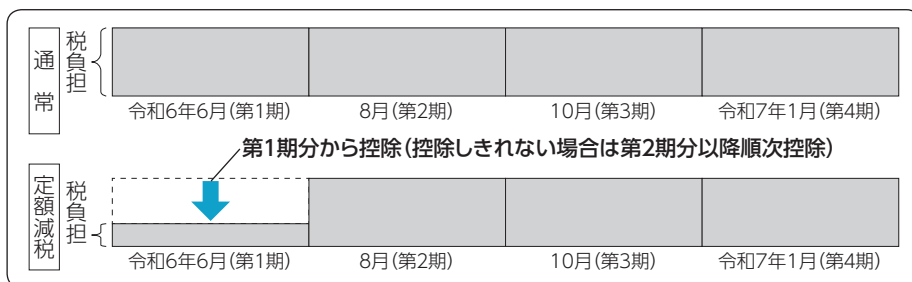
※2 控除対象配偶者および扶養親族の判定は、原則、前年12月31日の現況によります。

控除方法(令和6年度分)

※ 複数の徴収方法で個人住民税を納める人の定額減税の控除方法は、下記とは異なります。

①普通徴収(納付書または口座振替などで納付)

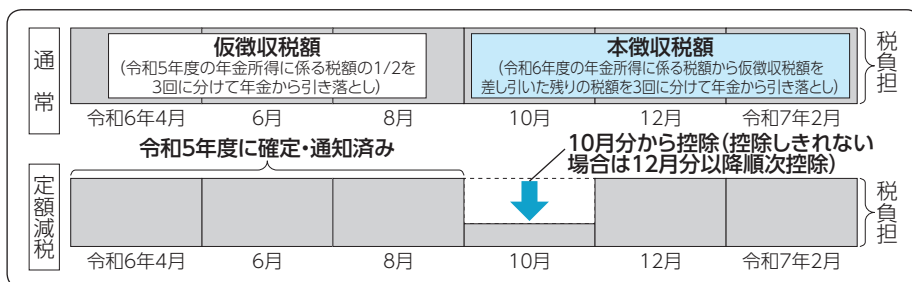
第1期分の税額から控除され、控除しきれない場合は、第2期分以降の税額から、順次控除されます。



②公的年金等の所得に係る特別徴収(年金からの引き落とし)

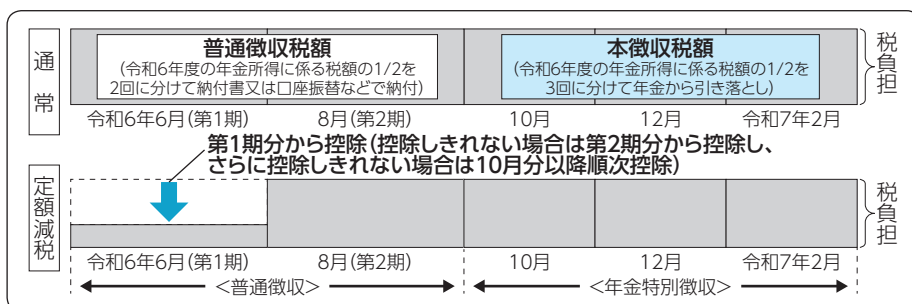
【令和5年度から引き続き年金特別徴収の対象となっている人】

令和6年10月分の年金特別徴収税額から控除され、控除しきれない場合は、12月分以降の年金特別徴収税額から、順次控除されます。



【令和6年度から初めて(改めて)年金特別徴収の対象となった人】

普通徴収第1期分の税額から控除され、控除しきれない場合は第2期分の税額から控除され、さらに控除しきれない場合は、10月分以降の年金特別徴収税額から順次控除されます。



③給与所得に係る特別徴収(給与からの徴収)

令和6年6月分は徴収されず、定額減税「後」の税額を令和6年7月分から令和7年5月分の11カ月に分割して徴収されます。



その他

▼定額減税額については、納税通知書または特別徴収税額通知書の摘要欄に記載しています。

▼定額減税は、住宅ローン控除や寄附金税額控除など、全ての税額控除が行われた後の所得割額から控除されます。

▼令和6年度分の個人住民税や令和6年分の所得税における定額減税で、控除しきれない金額がある場合は、個人住民税と所得税の控除しきれない金額を合算し、1万円単位で切り上げた額が調整給付として支給されます。対象となる人への通知は7月中旬ごろから順次発送を予定

しています。

▼控除対象配偶者以外の同一生計配偶者がいる場合は、令和7年度分の個人住民税において定額減税(1万円)が行われます。

▼所得税(国税)の定額減税の詳細は、国税庁HP URL1「定額減税特設サイト」をご覧ください。

▼給付金の詳細は、内閣官房HP URL2「新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置」をご覧ください。



▲国税庁HP



▲内閣官房HP